

外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について

1. 基本認識

外国為替証拠金取引は、一般に、証拠金を差し入れて外国通貨の売買を差金決済で行う取引であるとされている。平成 10 年に外国為替業務が完全自由化されて以降、外国為替証拠金取引を取り扱う業者の数は増加の一途を辿っており、商品先物会社や証券会社のほか、業法による監督を受けない専業会社も数多く参入している。

市場規模の拡大とともに、外国為替証拠金取引をめぐるトラブル・苦情も増加しており、その主な原因は、業者の執拗な勧誘や断定的判断の提供、説明不足、無断売買等の不公正な取引、決済後のトラブル（出金依頼をしても拒否される等）であると言われている。訴訟にまで発展するケースも少なからず見られ、中には業者の不法行為責任を認め、顧客の損害賠償請求を全額認容した事例も出ている。

このような状況に鑑みると、外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止するため、外国為替証拠金取引が先物取引と同様の性質を有するデリバティブ取引であると整理し、金融先物取引法を改正することにより、外国為替証拠金取引を取り扱う業者に対し、金融・証券先物取引に関するルールに倣ったルールに基づいて、行政による監督がなされるよう措置することが妥当である。

整備すべきルールの内容としては、トラブルの多くが業者の不適切な勧誘や誤った情報提供、更には詐欺的行為に端を発したものであることから、業者ルール・取引ルールを定めることが必要であるが、高レバレッジであるという商品性がこのようなトラブルの原因であるとの指摘にも十分留意すべきである。また、ルールの策定に当たっては、適用対象となる投資家の範囲を個人に限定すべきとの意見と、法人も含めた全体を対象とすべきとの意見とがあったが、この点については、投資家保護の必要性和経済活動に与える影響という両面を勘案してルールの整備を行うべきである。

足元で被害が急増していることを踏まえれば、外国為替証拠金取引への規制を念頭に置いた迅速な対応が必要であるが、投資サービスに関する規制は機能別・横断的になされるべきであるとの考え方を踏まえれば、当面の対応としては、金融先物取引法の改正により、通貨・金利等を原資産としたデリバティブ取引についてもその対象とするとともに、より横断的な仕組みについては、いわゆる投資サービス法に関する議

論の中で併せて議論していくことが適当である。

2. 業者の適格性の確保について

外国為替証拠金取引を取り扱う業者の適格性を担保するため、当該取引を営業として行う場合には、一定の資本や、外国為替業務の知識・経験を有する等の必要な人的構成を備えていることを要件として、監督官庁への登録を義務づけることが適当である。

3. 業者に対する行為規制について

(1) 勧誘・広告規制

外国為替証拠金取引については、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘は行わないとのルール（適合性の原則）を業者に遵守させるべきである。

適合性の原則が遵守されるとの前提に立てば、本来業者の正当な営業活動として認められるべき勧誘行為について制限を設けるべきではないとの意見もあったが、外国為替証拠金取引については、その商品性に疑問を呈する意見もある中、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクについて理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展していることに鑑みると、外国為替証拠金取引及びこれに類似するデリバティブ取引については、取引を希望しない消費者に対する勧誘（いわゆる「不招請の勧誘」）を禁止することが望ましい。

なお、英国では、価格変動の激しい商品について、顧客の要求に基づかない電話・訪問勧誘を禁止しているが、わが国においても同様の規制を導入することが適当である。

その他、勧誘に関連する規制として、以下のような一般的な規制を導入することが適当である。

- ・ 顧客に対する誠実公正義務
- ・ 断定的判断の提供の禁止
- ・ 顧客に迷惑を覚えさせるような強引な勧誘の禁止

- ・ 損失負担・利益保証を約束した勧誘の禁止
- ・ 自己の名称や取引内容を告げない勧誘の禁止
- ・ 取引一任契約の締結や無断売買の禁止

また、広告規制については、事実と相違する表示や、投資家に誤認を与えるような表示を禁止することが適当である。

なお、勧誘・広告規制については、セミナー等の取扱いを明確にすべきである、また、広告については、取引の仕組み及び元本以上の損害発生の可能性のあることを必要的記載事項とすべきであるとの意見があった。

(2) 商品性を踏まえた業者の説明責任に関する規制

現在行われている外国為替証拠金取引は、

- ・ 少ない証拠金でより大きな金額の取引が行われる
- ・ 取扱手数料の他に売値と買値の差(スプレッド)や通貨間の金利差調整額(スワップポイント)が投資家の負担するコストとなる
- ・ 取引所での取引がなく相対での取引として行われている
- ・ 24時間取引が可能である

といった特徴がある。このような外国為替証拠金取引の商品性を踏まえた規制については、ロスカットルールの義務付けや証拠金比率の下限設定等、取引方法そのものに関する具体的な規制が必要ではないか、との意見もあった。しかしながら、適合性の原則や不招請勧誘の禁止の導入等を前提とすれば、自らの意思により取引を行う投資家のみが取引に関わる事となるため、自由な取引を妨げるような規制を行うよりも業者の説明責任を明確化すべきであり、当面、以下のような義務について措置することが適当である。

- ・ 証拠金比率(レバレッジ効果)や最低証拠金額、手数料体系(スプレッド・取扱手数料・スワップポイント)、損失が拡大した場合の対応(ロスカットルール、追証等)及び業者の信用リスクにつき、顧客に書面を交付し、説明する義務
- ・ 取引価格の提示に際し、売値・買値の双方を同時に明示する義務
- ・ 為替レートの変動により、預託証拠金が全額回収できなくなる可能性があり、

かつ、損失が短期間に急激に拡大する可能性もある（ロスカットルールがなければ預託証拠金全額を超える損失が生じる可能性もある）旨事前に説明する義務

- ・ 業者が過去に顧客に提示した為替レートについて開示する義務
- ・ 顧客と相対で取引を行う業者（いわゆるプリンシパル）との取引の媒介を行う業者（いわゆるイントロデュースング・ブローカー）の場合、取引の相手方となる業者及びその業務内容等を明示する義務

(3) その他の規制

その他、業者として守るべき一般的な義務として、以下のような規制を課す必要がある。

- ・ 顧客からの出金依頼等の拒否、不当遅延の禁止
- ・ 取引内容についての帳簿の作成・保存義務
- ・ 成立した取引についての書面の交付義務
- ・ 業務状況や財務状況についての定期的な開示義務

また、外国為替証拠金取引における同一通貨ペアの両建て取引については、単にポジションが調整される効果しかないにも関わらず取扱手数料等のコストが二重にかかるなど、不合理な面があり、原則として禁止することが適当である。

顧客と海外業者との取引の媒介を行う業者については、海外業者が預託証拠金を返還せず投資家に被害を与えるという事件が発生した経緯を踏まえれば、規制の対象とすることが適当である。また、媒介を行う業者に対して海外業者の業務内容や財務状況、海外における監督当局の名称等についての明示義務や、取引は海外業者と顧客との間で行われるものであり海外業者が破綻するリスクもある旨の説明義務等を課すとともに、海外業者が不適切な者であることが判明した場合、当該海外業者への媒介業務を停止させることが適当である。

なお、海外との情報交換を円滑に行うことを可能とするよう、外国規制当局に対する調査協力規定を盛り込むべきである。

4. 顧客資産を保全するための財務規制について

経済的基盤に乏しく、経営破たんの可能性の高い業者の参入を抑制するため、最低資本金規制を導入することが適当である。

カバー取引については、資本力の弱い業者が過度にリスクを抱えこむことを避ける上で望ましいが、その強制は外国為替業務自由化の趣旨にそぐわない面がある。このため、カバー取引先の信用力に応じたリスクや自己でポジションを保有した場合のリスクについて適切に把握できるよう、自己資本についての規制を課すことが考えられる。

このような観点から、許容できるリスクに応じたカバー取引等の具体的なリスク管理方法の策定・遵守を業者に義務付けるとともに、これを担保するため、金融機関等以外の自己資本規制が課されていない業者について、自己資本規制比率の算出を義務付けることが現実的である。

なお、カバー取引は顧客と業者との利益相反防止の観点からも望ましいが、取引レートの根拠や過去に提示したレートについての説明責任等を業者に課すことにより対応することが可能であると考えられる。

業者が顧客から預託を受けた証拠金の保全のための措置については、業者が保管する部分についての区分管理を義務付けることが適当である。また、業者による顧客資産の保管状況やカバー取引先における業者からの証拠金の保管状況等及びこれに伴うリスクについての情報開示を義務付けるべきである。

5. その他の論点

外国為替証拠金取引が社会問題となる中、実効性のある規制及び監督を行うためには、地方の財務局も含め、厳正な対応を可能とするための体制整備が必要である。また、検査については、証券取引等監視委員会において行われることが望ましく、そのために必要な体制整備も図られるべきである。さらに、業者の営業状態の透明性を確保するため、行政処分の公表のあり方や、登録の取消しに該当する違反行為や自己資本規制比率の明確化を図るなど、業者の退出ルールのあり方にも十分配慮する必要がある。

また、各種ルールの実効性を確保するため、法制上の配慮をしつつ、罰則規定も整備すべきである。

自主規制機関のあり方については、業界内の実情に詳しい者が主体的にルールを整

備し、相互に遵守状況のチェックを行うという意義があり、できる限り多くの業者が自主規制に参加し、自主規制ルールの整備及び執行・苦情解決・情報提供といった業務を担うことが可能となるよう制度を整備することが望ましい。

なお、議論の過程で、東京金融先物取引所より、外国為替証拠金取引の現状を踏まえ、当該取引の性質を反映させた通貨先物商品の上場を検討していることの説明、また、これによって取引の透明性が高まり、取引が正常化することができるのではないかとの意見があった。そのような商品の上場に際しては、流動性の確保やコストの問題等、解決すべき課題が残されているが、関係者間において前向きな検討が行われることが望まれる。

当部会としては、今回の報告に基づく規制の整備と取引所上場商品の影響が相まって、外国為替に関連する取引が国民の資産運用の一環として健全に発展していくことを期待したい。

(以上)